

頁	行	訂正前	訂正後
帯		統治法の中核	統治法の中軸
袖		矢切努	矢切努
ii	前から八行目	一九二一年	一九一九年
iii	後から二行目	テツサ・モーリス・スズキ	テツサ・モーリス・スズキ
四	後から四行目	焦点をとし	焦点とし
六	後から六行目	日本近代国体の	日本近代国家の
一一	後から三行目	〔沖縄県地方制度近代化の過程 奈良県県政	〔沖縄県地方制度近代化の道程―奈良原県政
一四	前から六行目	重視して考慮	重視して考察
二二	後から三行目	一九〇九〔明治四二〕年	一九〇九年
〃	後から二行目	一九一〇〔明治四三〕年	一九一〇年
一一	後から三行目	一九〇九〔明治四二〕年	一九〇九年
〃	後から二行目	一九一〇〔明治四三〕年	一九一〇年
一九九	後から八行目	道会に諮問	道評議会に諮問
二一一	前から九行目	比較的少数ニシテ	比較的少数〔内地人一三〇人、朝鮮人二六人―本書、二二三頁参照―山中注〕ニシテ
二一九	後から三行目	考えられている	考えられる
二二二	後から四行目	一九二〇年台に	一九二〇年代に
二二六	後から六行目	人〔道知事〕がいた	人たち〔道知事を含む〕がいた
二三八	前から八行目	面行政制刷新	面行政刷新
三〇五	前から三行目	同化主義主義政策	同化主義政策
三三〇	後から三行目	六月二〇日から	六月二〇日から
四二八	後から四く三行目	警部警部補	警部、警部補
四三〇	前から二行目	街庄統治についてのみ	街庄統治を中心に
〃	前から十行目	市・街協街庄協議会	市・街庄協議会
四三三	後から八行目	市協議会員は	市・街庄協議会員は
四四〇	前から六行目	企図したものであった。	企図した。
四五三	前から八行目	バーデン、バーデン	バーデン、バーデン
四八四	前から五行目	梅津ら新統派	梅津ら新統派

五二四	後から一行目	以テ其造営ヲ	↓	以テ其運営ヲ
五九七	前から五行目	在朝日本人	↓	在朝鮮日本人
六二一	前から三行目	「委任事務」のことであって、その中には、邑面を統轄し代表する邑面長(邑面制第二〇条一項、第二一条一項)に委任された事務	↓	「委任事務」を処理する義務を負う地方団体のことであって、その「委任事務」の中には、邑面を統轄し代表する邑面長(邑面制第二〇条一項、第二一条一項)「其ノ他邑面ノ機関」に委任された事務
六三三	前から九行目	道会・府会・邑会・面協議会(以下、各議會と略称する場合がある―山中注)	↓	道会・府会・邑会(以下、各議會と略称する場合がある―山中注)・面協議会
〃	後から六〇七行目	各議會	↓	各議會・面協議会
〃	後から五行目	邑面制第十七条	↓	邑面制第十七条、第十八条
六三五	後から一行目	各議會及び面協議会	↓	各議會または面協議会
六八三	前から一三行目	『地方自治制』史学研究	↓	『地方自治制』史学研究
六九五	前から三行目	と言われている。 ⁽⁸⁾	↓	と言われている。 ⁽⁸⁾ しかし、既述したように、台北帝大などが台湾人上層の教育要求に応じることができたかは疑わしい(本書三〇八頁)。
七〇〇	前から六行目	水泳、潛艇、航海	↓	水泳、潛艇、航海
七〇三	前から一〇行目	人である。 ⁽³⁷⁾	↓	名である。 ⁽³⁷⁾
七二〇	後から一行目	中心とするものと	↓	中心として考察する中で
七二一	前から一行目	を主とするものに分けて	↓	の動向についても
七六四	前から四行目	提案スルコトトシタコトノ	↓	提案スルコトトシタコトノ
七九四	後から七行目	「閣議の非公式決定」	↓	「閣議」の「非公式決定」
八〇五	後から七行目	断行する」など、	↓	断行する」などの、
八四三	前から一〇行目	させることが出来ない ⁽¹³⁾ ような	↓	させることが出来ない ⁽¹³⁾ ような
八四六	前から八行目	この条項	↓	これらの条項
八四九	前から五行目	彼の言う理由も履歴から判断すると、彼の	↓	彼の履歴から判断すると、彼の
八九六	後から八行目	行った道府協議会員	↓	行った道・府会員
九〇一	後から八行目	地域である」。	↓	地域である」。
九二三	前から九行目	軍部と朝鮮	↓	本国軍部中枢と朝鮮
九二五	後から四行目	内地の軍部や政府の中核	↓	本国の軍部中枢
九三九	後から一〇行目	田中・同上、同頁。	↓	田中・同上、同頁。

※大阪大学出版会EB「お客様向け情報」に最新の訂正表を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

